

申請は
令和8年3月10日
まで



令和7年度 須崎市定住促進 新築住宅取得奨励金

須崎市内に自らが定住する目的で新築住宅を取得(建築または購入)した人に対して奨励金を支給します。



子育て世帯※1 は

300万円

※1 子育て世帯…申請者に4月1日時点における年齢が18歳未満の子(妊娠中含む)がいる世帯

一般世帯※2 は

100万円

※2 一般世帯…子育て世帯以外の世帯

新築住宅

以下の(1)～(3)のすべてに該当する住宅です。

(1) 自己の居住のために須崎市内に新たに建築又は購入された一戸建て住宅又は併用住宅※であること(別荘、借家用、分譲マンションは対象外)

※併用住宅についても交付の対象となりました。(法人名義の場合は対象外)

(2) 登記簿上の建築年月日から1年以内であること

※登記簿上の建築年月日が令和7年4月1日以降である新築住宅が対象です。

(3) 未居住の住宅であること(人が住んでいた建売住宅を購入する場合等は対象外)

補助要件等については、裏面をご覧ください

対象者



以下の（１）～（６）の要件を全て満たすが人が対象です。

- （１）市内に新築住宅を取得した者（家屋の登記が共有名義の場合は、持分が２分の１以上であること）
- （２）奨励金交付申請時において、世帯員全員の住民票の住所が対象住宅となっていること
- （３）世帯員全員に市税等の滞納がないこと
- （４）居住開始の日から１０年以上継続して対象住宅に住所を有し、居住する意思がある者
※１０年以内に取り壊し、譲渡、貸付、転出等をした場合は奨励金の一部または全部返還となります。
- （５）過去にこの奨励金の交付を受けていない者
- （６）世帯員全員が、須崎市暴力団排除条例（平成２３年須崎市条例第１号）第２条第２号に規定する暴力団等でない者

対象住宅



以下の（１）～（５）の要件を全て満たす住宅が対象です。

- （１）登記簿上の建築年月日が令和７年４月１日以降の新築住宅であること
- （２）交付対象者及び世帯員全員が居住する住宅であること
- （３）交付対象者及び世帯員全員が当該住宅で生活できる十分な広さがあって、独立した玄関、居室、台所、浴室、トイレの設備を有すること
- （４）公共事業による移転でないこと
- （５）過去にこの奨励金の交付を受けていない住宅



申請に必要な書類

必要書類はそろっていますか？

- ☐ 須崎市定住促進新築住宅取得奨励金交付申請書（別記様式第１号）
- ☐ 対象住宅に係る請負契約書又は売買契約書のコピー
- ☐ 対象住宅の登記事項証明書（所有権登記後のもの）
- ☐ 対象住宅の図面
- ☐ 住民票の写し（世帯員全員がわかるもの）
- ☐ 母子健康手帳のコピー※妊娠中の場合のみ

申請受付期限

令和８年 **３月１０日**

申請期限

住宅の登記簿上の
建築年月日から１年以内

事業の詳細や手続きについては、須崎市ホームページ「須崎市定住促進新築住宅取得奨励金」をご覧ください。

問合わせ先

須崎市 企画情報課
〒785-8601 高知県須崎市山手町１番７号
電話：0889-42-5691 Fax：0889-42-1201

